

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○令和5年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○高知県私立学校審議会委員の任命（私学・大学支援課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	2
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（2件）（ 〃 ）	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	4

### 告 示

#### 高知県告示第319号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子（令和5年8月、9月及び11月並びに令和6年3月及び4月採用予定）
  - 募集期間  
随時（最終期限は、令和5年6月28日（水））
  - 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	令和5年7月1日 (土) から同月3	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する

	日（月）までの間のいずれか1日（筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。）	方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和5年7月9日（日）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>  
**高知県告示第320号**  
私立学校法（昭和24年法律第270号）第10条第2項の規定により、次の者を令和5年5月1日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。  
令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司  
役職名

氏名 永野 隆史 高知中・高等学校長

#### 高知県告示第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 届出の概要
  - 届出者の名称  
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
  - 届出者の住所  
高知市高須一丁目5番30号
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地  
よどやドラッグ窪川古市店  
高岡郡四万十町古市町66番1ほか
  - 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ窪川古市店	午前8時	午前零時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ窪川古市店	午前7時	午前零時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前7時30分から午前零時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午前零時30分まで

(5) 変更年月日

令和5年5月13日

(6) 変更理由

営業政策のため

2 届出年月日

令和5年5月12日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

四万十町役場

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

#### 高知県告示第322号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

下川口加入区

#### 高知県告示第323号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和元年6月高知県告示第115号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和5年6月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示す

る。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

下川口加入区

### 高知県告示第324号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 起業者の名称

日高村

#### 2 事業の種類

名越屋集会所建築整備事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

高岡郡日高村名越屋字タケノウシロ地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

令和5年3月30日に日高村から申請があった名越屋集会所建築整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、日高村が集会所を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である日高村は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
現在の名越屋集会所（以下「現集会所」という。）は、昭和57年3月に建築された木造一部鉄骨造2階建て、延べ床面積89.28平方メートルの建築物で、隣接する柱谷地区とともに、地域の催し物や投票所として利用されており、「日高村地域防災計画」で避難場所としても指定されている。

しかし、現集会所は、建物内に階段やエレベーターが

ないため、2階へのアクセスは屋外からになる（神社敷地の中に建築されていることから、当該神社の参道の急な石段又はスロープを利用することになる。）。

また、エレベーターや多目的トイレを設置する場所がないため、高齢者の多い両地区の住民にとってバリアフリー化が課題となっている。併せて、この地区は、住宅が散在しているため、住民のほとんどが自動車で来場しているが、投票時には住民のみならず投票立会人等の自動車も路上に駐車するなど問題となっている。

現集会所は、建築後39年が経過し、基礎の破損や床のたわみ、雨漏りなどの建物本体の老朽化が進み、安全性が低下しており、耐震診断結果においても震度6から7程度の地震での倒壊が指摘されている。

また、中名越屋地区急傾斜地崩壊危険区域内に立地しているため、避難場所としての機能を果たすことができるのか懸念がある。

本件事業は、これらの問題を解決するため、集会所を新たに建設するものである。

日高村は、平成29年3月に策定した「日高村公共施設等総合管理計画」及び平成31年1月に策定した「日高村公共施設等個別施設計画」に基づき、公共建築物の維持管理・更新等の考え方や優先順位について整理を行い、対策の内容や実施時期を定めるなど公共施設等の最適な配置を実現することとしている。

本件事業により整備する名越屋集会所（以下「新集会所」という。）は、バリアフリーに対応した構造となることから、高齢者や障害者等にも利用しやすい施設になるとともに、防災倉庫が設置されることで、災害時の避難場所としての機能が充実されることになる。

また、駐車場が整備されることで、交通手段等の問題から参加が難しかった高齢者なども気軽に参加することができるようになり、地域の個性ある活動が活発化するとともに高齢者から子どもまでの幅広い年代の交流が活発化し、住民同士での情報交換や交流が生まれ、地域振興にもつながるとともに、住民の福祉の増進及び安全確保においても有効と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

##### イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、集会所という性質上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動等を生じる施設でもないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

本件事業における希少動植物への影響については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種及び「高知県レッドリスト（動物編）2017改訂版」に掲載されている動植物は確認されておらず、「高知県レッドリスト（植物編）2020改訂版」に掲載されている絶滅危惧種Ⅱ類（VU）の「スズシロソウ」及び準絶滅危惧種（NT）の「シコクエビラフジ」の生育の可能性がある地区に該当するものの、現地調査を行った結果、生育は確認されなかった。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しないことを確認している。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

##### ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、土砂災害警戒区域を避け、名越屋及び柱谷両地区の住民にとって公共交通機関の利用を含めて利便性が高く、建物敷地のほか来所者の駐車場用地が確保できる場所が最も好ましいため、当該地区の土地利用状況及び経済的な面から3箇所の候補地を挙げて比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、集会所として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

##### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、現集会所は、建築後39年が経過し、基礎の破損や床のたわみ、雨漏りなどの建物本体の老朽化が進み、安全性が低下しており、耐震診断結果においても震度6から7程度の地震での倒壊が指摘されている。

また、中名越屋地区急傾斜地崩壊危険区域内に立地しているため、避難場所としての機能を果たすことができるのか懸念があり、集会所の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 日高村役場

高知県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町永野字日ノ浦3363番1から高岡郡佐川町永野字シル谷3444番50まで	前	5.9 }	70
	後	14.6	
	後	6.4 }	70
		23.2	

高知県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町名野川字ケヤケガワダ436番から	前	11.8 }	7
		32.4	
吾川郡仁淀川町名野川字ケヤケガワダ424番1まで	後	11.8 }	7
		32.4	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市一宮前岡土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	山本 悟	高知市薊野529番地
〃	上田 康雅	〃 一宮中町一丁目19番31号
〃	山本 一夫	〃 〃 3番71号
〃	宮田 正郎	〃 一宮西町四丁目12番14号
〃	山本 剛男	〃 一宮912番地2
〃	下司 薫	〃 一宮南町一丁目5番4号
監事	公文 雅敏	〃 一宮中町三丁目21番12号
〃	岡崎 純二	〃 一宮しなね二丁目21番22号
(就任)		
理事	山本 悟	高知市薊野529番地
〃	上田 康雅	〃 一宮中町一丁目19番31号
〃	宮田 正郎	〃 一宮西町四丁目12番14号
〃	山本 剛男	〃 一宮912番地2

- 〃 下司 薫 〃 一宮南町一丁目5番4号
- 〃 山本 善生 〃 一宮中町一丁目3番71号
- 監事 公文 雅敏 〃 一宮中町三丁目21番12号
- 〃 岡崎 純二 〃 一宮しなね二丁目21番22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、甫喜峰疎水土地改良区の定款の変更を令和5年5月11日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高幡土地改良区の定款の変更を令和5年5月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年6月6日

高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月6日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上じゅんじ後援会	小田切 雄士	八田 栄道	高知市百石町三丁目11-23	令5・3・7

竹中多津美 後援会	竹村 正人	竹村 美阿	室戸市元甲 2071-16	令5 ・3 ・13
大坪千倫と 東洋町の向 上を目指す 会	大坪 千倫	大坪 千倫	安芸郡東洋町 大字生見168 番地	令5 ・3 ・15

高知県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月6日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	異動 年月 日
旧	国民民主党高知 県総支部連合会 (大塚 耕平)	異動なし	異動なし	高知市本 町五丁目 6-35- 3 F	令5 ・3 ・1
新				高知市竹 島町82- 3	
旧	参政党高知支部 (金城 幹泰)	異動なし	異動なし	南国市前 浜353- 1	令5 ・2 ・22
新				高知市は りまや町 一丁目5 番30号 カゲヤマ ビル2階	
旧	自由民主党高知 県高知市第八支 部	異動なし	天野 守 章	異動なし	令5 ・2 ・27

新	(吉永 哲也)		兵等 弥 生		
旧	自由民主党大川 村支部 (和田 民夫)	異動なし	川上 文 人	異動なし	令5 ・3 ・6
新			朝倉 慧		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	異動 年月 日
旧	まつうら英夫後 援会	武田 正	異動なし	異動なし	令5 ・2 ・20
新	(松岡 幸)	松岡 幸			
旧	国際勝共連合高 知県本部 (野村 芳秀)	異動なし	異動なし	南国市篠 原812	令5 ・3 ・6
新				高知市神 田1789- 8	
旧	春名なおき後 援会	異動なし	千頭 満	異動なし	令5 ・3 ・11
新	(山本 忠智)		佐藤 彰		
旧	革新・平和・躍 動の高知をつく る県民連合	高橋 豊 房	異動なし	異動なし	令5 ・3 ・12
新	(筒井 敬二)	筒井 敬 二			
旧	下村勝幸後援会 (山本 牧夫)	益永 隆 雄	異動なし	異動なし	令5 ・3 ・10
新		山本 牧 夫			
旧	竹中真智子後援 会 (濱岡 藤吉)	異動なし	異動なし	室戸市元 甲2251- 6	令5 ・3 ・17

新				室戸市元 甲2275- 1	
旧	中山よしゆき後 援会 (中山 義介)	異動なし	異動なし	土佐清水 市元町9 -1	令4 ・5 ・1
新				土佐清水 市加久見 入沢町8 -16	
旧	細川ひろし後援 会 (大石 教政)	右城 雄 一	異動なし	異動なし	令5 ・3 ・13
新		大石 教 政			
旧	中平まい後援会 (福留 康正)	異動なし	石川 智	異動なし	令4 ・12 ・25
新			中平 麻 衣		
旧	山本たかし後援 会 (山本 浩二)	異動なし	石建 茂 男	異動なし	令5 ・3 ・1
新			池本 律 夫		

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月6日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
高橋もとふみ後援会	高橋 基文	令5・3・9
甲藤邦廣後援会	利根 健二	令5・3・20

田部一男後援会	森部 光雄	令5・3・10
竹中多津美後援会	竹村 正人	平27・12・31
浜田陸紀後援会	浜田 陸紀	令4・3・31
上のしょうじ後援会	中松 廣男	令5・3・15
窪内秀幸後援会	窪内 秀幸	令5・3・20